

【小規模不動産特定共同事業の登録申請(新規・更新)に必要な書類】

番号	書類の名称	備考
1	登録申請書 (様式第十三号 第一面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「宅建物取引業の免許に関する事項」の免許年月日は当初ではなく、新規の年月日を記入してください。 ・「法第 73 条第 1 項各号」の欄は金銭出資⇒第 1 号それ以外は第 2 号をチェックしてください。 ・「第三号事業を行う場合」の欄は空欄にしておいてください。 ・「電子取引業務を行う場合にあつては、その旨」欄は（電子取引業務を行う、該当なし）のいずれかを記入してください。
2	役員に関する事項 (様式第十三号 第二面)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は、法第 6 条第 1 項第 10 号で該当者を確認の上、記入してください。
3	事務所、政令使用人、業務管理者に関する事項 (様式第十三号 第三面)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理者の登録番号は宅地建物取引士の登録番号となります。
4	不動産特定共同事業に係る業務の方法 (様式第十三号 第四面)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四面（不動産特定共同事業に係る業務の方法書）に付随する各種規定なども提出してください。 業務運営に関する基本原則 業務の種別・契約種別ごとの業務内容 業務フロー 業務分掌、決裁フロー 電子取引業務に関する事項（※実施する場合） 苦情処理方針 反社会的勢力対策規程 内部監査規程 コンプライアンス方針 顧客勧誘・管理方針 利益相反行為管理方針 等
5	役員の兼職状況 (様式第十三号 第五面)	<ul style="list-style-type: none"> ・略歴書との整合性にご注意ください（<u>従事する他の法人等</u>）。 ・兼職が該当する役員のみ記入してくだ

		さい。
6	電子取引業務を遂行するための体制 (様式第十三号 第六面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第六面（電子取引業務を遂行するための体制）に付随する各種規程等も提出してください。 ・ 商号の表示 ・ 電子情報処理組織の管理体制 ・ 顧客情報管理 ・ 情報漏洩対策 ・ 電子交付の説明及び承諾の事前承認 ・ 電子取引の流れ ・ 顧客の誤操作防止 ・ 契約成立前書面 ・ 重要事項説明書 ・ 契約成立後書面 ・ クーリング・オフ ・ 財産管理報告書の提供 ・ 定期的な情報提供 ・ 電子取引実施の有無の審査体制 ・ 外部委託の場合の選定基準 ・ 外部委託先の管理体制 <p>※ガイドライン上に「～する必要がある」「～ものとする」と記載されている規定については、最低限記入してください。</p> <p>※ホームページの見本等も添付してください。</p>
7	登録免許税納付書・領収証紙又は証紙貼り付け欄 (様式第十三号 第七面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証紙について、当県所定の用紙に貼付しますので、申請書に貼らずにお持ちください。県領収証紙60,000円
8	業務管理者設置証明書 (様式第十四号 添付書類(1))	
9	添付書類(2) - 1 から (2) - 2 (株主等の名簿)	
10	略歴書 (様式第十四号 添付書類(3) - 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法及び宅地建物取引業法に係る書式の略歴書では認められません。 ・ 役員(第2面)、政令で定める使用人(第

		<p>3面)、業務管理者(第3面)が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所欄には、住所及び本籍地を記入してください(住所の後に本籍地を記入)。 ・職歴欄は現在の職歴に至るまで、兼職状況も含めて省略せず正確に記入してください(原則、就職、退職の年月日を記入)。 ・業務管理者は、職名に業務管理者及び略歴には業務管理者就任及び就任日を記入してください。
1 1	法人の沿革 (様式第十四号 添付書類(3) - 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員に法人がない場合、「該当なし」と記入してください。
1 2	実務経験証明書 (様式第十四号 添付書類(3) - 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。
1 3	業務管理者資格届出書 (様式第十四号 添付書類(3) - 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・「有効期間」も含めて必ず記入してください。 ・登録証明事業に応じた登録証の写し、宅建士証の写しも併せて添付してください。住所について書換えを行っている場合には、裏面の写しも添付をお願いします。 <p><u>※業務管理者は申請業者において常勤の方に限ります。</u></p>
1 4	小規模不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項 (様式第十四号 添付書類(4))	<ul style="list-style-type: none"> ・構成、組織図、各組織が担当する業務の概略、経営管理体制、法令等遵守体制、文書管理体制、苦情処理及び紛争に関する管理体制、犯罪による収益の移転防止に関する体制、リスク管理体制、監査体制、危機管理体制、反社会的勢力に対する対応に係る体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験等を記入してください。
1 5	誓約書 (様式第十四号 添付書類(5))	<ul style="list-style-type: none"> ・(商号又は名称)は申請者名を記載のうえ、()を削除してください。

16	定款	・ 目的欄に不動産特定共同事業を行う旨の記載があるものを提出してください。
17	小規模不動産特定共同事業約款及び対比表	・ モデル約款との比較表も併せて提出してください。
18	直近2か年の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに変わる書面	・ (資産の合計) - (負債の合計) \geq (資本金又は出資金の額) $\times 0.9$
19	直近2か年の納税証明書(法人税・国税その1)	・ 法人税について納付すべき額及び納税済み額を証する書面を提出してください。 ・ 申請日前3カ月以内に発行したものを提出してください。
20	法人登記(履歴事項全部証明書)	・ 申請日前3カ月以内に発行したものを提出してください。 ・ 目的欄に不動産特定共同事業を行う旨の記載があるものを提出してください。
21	不動産特定共同事業に従事する者の名簿(県独自 様式第1号)	
22	業務管理者の写真(県独自 様式第2号)	

※各種申請書様式は下記のアドレスからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000263.html (国土交通省 HP～不動産特定共同事業等について～)

※登録申請書、添付書類の様式には、記載要領のシートがありますのでご確認ください。

※上記以外にも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※提出部数は正本1部、副本5部(申請者控え1部を含む)。

※記入しない書面及び記入しない項目がある場合、必ず「該当なし」と記入してください。

※年月日はすべて記入してください。

※申請書類のあて名は下記のとおり記入してください。

福岡県知事 殿